

福井市指定通所型予防給付相当サービス、指定通所型基準緩和サービス（A型）及び指定短期集中予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める要綱

## 第1章 総則

### （趣旨）

第1条 福井市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（以下「市実施要綱」という。）第4条別表に規定する第一号通所事業のうち、通所型予防給付相当サービス（以下「通所型相当サービス」という。）、通所型基準緩和サービス（A型）（以下「通所型A型サービス」という。）及び短期集中予防サービスの人員、設備及び運営等に関する基準について定めるものとする。

### （定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、この要綱において定めるもののほか、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号。以下「ガイドライン」という。）、地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙。以下「国実施要綱」という。）、平成30年度介護報酬改定前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「旧介護予防サービス等の基準」という。）、指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準（平成11年9月17日老企第25号。以下「基準解釈通知」という。）、平成30年度介護報酬改定前の基準解釈通知（以下「旧基準解釈通知」という。）、市実施要綱、福井市介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の指定等に関する要綱（以下「指定要綱」という。）及び福井市介護予防ケアマネジメント事業実施要綱（以下「介護予防ケアマネジメント要綱」という。）の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 利用料 市実施要綱第8条に規定する第一号事業に要する費用に係る対価をいう。
- (2) 第一号事業支給費用基準額 市実施要綱第8条に規定する第一号事業に要する費用の額をいう。
- (3) 法定代理受領サービス 法第115条の45の3第3項の規定により第一号事業支給費が利用者に代わり指定事業者を支払われる場合の当該第一号事業支給費に係るサービスをいう。
- (4) 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤のサービス提供責任者の員数に換算する方法をいう。

(事業の一般原則)

第3条 法第115条の45の5第1項の規定により通所型相当サービスの事業に係る指定事業者の指定を受けた者（以下「指定通所型相当サービス事業者」という。）、通所型A型サービスの事業に係る指定事業者の指定を受けた者（以下「指定通所型A型サービス事業者」という。）及び短期集中予防サービスの事業に係る指定事業者の指定を受けた者（以下「指定短期集中予防サービス事業者」という。）は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定通所型相当サービス事業者、指定通所型A型サービス事業者及び指定短期集中予防サービス事業者は、その事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、地域包括支援センター、他の介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

3 指定通所型相当サービス事業者、指定通所型A型サービス事業者及び指定短期集中予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなけれ

ばならない。

4 指定通所型相当サービス事業者、指定通所型 A 型サービス事業者及び指定短期集中予防サービス事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 箇月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

5 指定通所型相当サービス事業者、指定通所型 A 型サービス事業者及び指定短期集中予防サービス事業者並びにこれらの役員（取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者をいう。）は、福井市暴力団排除条例（平成 23 年福井市条例第 22 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団（以下この項において「暴力団」という。）若しくは同条第 3 号に規定する暴力団員等又は暴力団若しくは同条第 2 号に規定する暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であってはならない。

## 第 2 章 指定通所型相当サービス

（指定通所型相当サービスの事業の基準）

第 4 条 指定通所型相当サービス事業者から、当該事業を行う事業所（以下「指定通所型相当サービス事業所」という。）により提供される当該指定に係る訪問型相当サービス（以下「指定通所型相当サービス」という。）の人員、設備および運営に関する基準は、この章に定めるものを除くほか、旧介護予防サービス等の基準及び旧基準解釈通知が介護予防通所介護について定めるところに準じるものとする。

（従業者の員数）

第5条 指定通所型相当サービス事業者が当該事業を行う事業所指定通所型相当サービス事業所ごとに置くべき従業者（以下「通所型相当サービス従業者」という。）の員数は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 生活相談員 指定通所型相当サービスの提供日ごとに、指定通所型相当サービスを提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定通所型相当サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計を当該指定通所型相当サービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数
- (2) 看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。） 指定通所型相当サービスの単位ごとに、専ら当該指定通所型相当サービスの提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数
- (3) 介護職員 指定通所型相当サービスの単位ごとに、当該指定通所型相当サービスを提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定通所型相当サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定通所型相当サービスを提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定通所型相当サービス事業者が指定通所介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第93条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（以下「指定通所介護事業者等」という。）の指定を併せて受け、かつ、指定通所型相当サービスの事業と、指定通所介護（指定居宅サービス等基準第92条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）の事業又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第19条に

規定する指定地域密着型通所介護をいう。) (以下「指定通所介護等」という。) の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定通所型相当サービス及び指定通所介護等の利用者。以下この条において同じ。) の数が15人までの場合にあつては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4) 機能訓練指導員 1以上

- 2 当該指定通所型相当サービス事業所の利用定員が10人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定通所型相当サービスの単位ごとに、当該指定通所型相当サービスを提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該指定通所型相当サービスの提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。
- 3 指定通所型相当サービス事業者は、指定通所型相当サービスの単位ごとに、第1項第3号の介護職員(前項の規定の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。)を、常時1人以上当該指定通所型相当サービスに従事させなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定通所型相当サービスの単位の介護職員として従事することができる。
- 5 前各項の指定通所型相当サービスの単位は、指定通所型相当サービスであつて、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第1項第4号の機能訓練指導員は、基準解釈通知に規定する指定通所介護等における機能訓練指導員と同様とし、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定通所型相当サービス事業所の他の職務に従事することができる。

- 7 第1項の生活相談員又は介護職員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 8 指定通所型相当サービス事業者が指定通所介護事業者等の指定を併せて受け、かつ、指定通所型相当サービスの事業と指定通所介護等が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第93条第1項から第7項まで又は指定地域密着型サービス基準第20条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなす。

(設備及び備品等)

第6条 指定通所型相当サービス事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定通所型相当サービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 前項に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。
  - (1) 食堂及び機能訓練室 それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。
  - (2) 相談室 遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。
- 3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定通所型相当サービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定通所型相当サービスの提供に支障がない場合は、この限りでなく、設備に係る共用については、基準解釈通知に規定する指定通所介護等と同様とする。
- 4 前項ただし書の場合(指定通所型相当サービス事業者が第1項の設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所型相当サービス以外のサービスを提供する場合に限る。)には、当該サービスの内容を当該サー

ビスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

- 5 指定通所型相当サービス事業者が指定通所介護事業者等の指定を併せて受け、かつ、指定通所型相当サービスの事業と指定通所介護等の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第95条第1項から第3項まで、指定地域密着型サービス基準第22条第1項から第3項、又は旧指定介護予防サービス等基準第99条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなす。

(非常災害対策)

**第7条** 指定通所型相当サービス事業者は、利用者の特性及び指定通所介護事業者の周辺地域の環境等を踏まえ、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携の体制並びに地域との連携の体制を整備し、それらを定期的に従業員及び利用者に周知しなければならない。

2 指定通所型相当サービス事業者は、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行わなければならない。

3 指定通所型相当サービス事業者は、非常災害が発生した場合には、利用者の安否情報を市に報告する等、市と連携するように努める。

4 指定通所型相当サービス事業者は、非常災害時において特に配慮を要する者であって、避難所での生活が適当でないと市長が認めたものの受入れに努めるものとする。

(記録の整備)

**第8条** 指定通所型相当サービス事業者は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定通所型相当サービス事業者は、利用者に対する指定通所型相当サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完了の日から5年間保存しなければならない。

(1) 通所型相当サービス計画

- (2) 旧介護予防サービス等の基準第107条にて準用する同第19条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 旧介護予防サービス等の基準第107条にて準用する同第23条に規定する市への通知に係る記録
- (4) 旧介護予防サービス等の基準第107条にて準用する同第34条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 旧介護予防サービス等の基準第105条の2第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

### 第3章 指定通所型A型サービス

(基本方針)

第9条 指定通所型A型サービス事業者から、当該事業を行う事業所（以下「指定通所型A型サービス事業所」という。）により提供される通所型A型サービス（以下「指定通所型A型サービス」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、閉じこもりを防止し、入浴や排泄の介助など身体介護を含まない必要な日常生活上の支援及び体操やレクリエーション等を通しての機能訓練を行うことにより利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(従業者の員数等)

第10条 指定通所型A型サービス事業者が指定通所型A型サービス事業所ごとに置くべき従業者（以下「通所型A型サービス従業者」という。）の員数は、指定通所型A型サービスの単位ごとに、当該指定通所型A型サービスを提供している時間帯に従業者（専ら当該指定通所型A型サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定通所型A型サービスを提供している時間数（以下「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者の数が15人までの場合にあっては1以上、利用者の数が15人を超える

場合にあつては15人を超える部分の数を10で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数とする。

- 2 指定通所型A型サービス事業者は、指定通所型A型サービスの単位ごとに、前項の従事者を、常時1人以上当該指定通所型A型サービスに従事させなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、従事者は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の通所型サービスA型の単位の従事者として従事することができるものとする。
- 4 前各項の指定通所型A型サービスの単位は、指定通所型A型サービスであつて、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 5 当該通所型A型サービス事業所の利用定員（当該通所型A型サービス事業所において同時に通所型A型サービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下同じ。）が10人を超える場合にあつては、利用者の体調急変時には、病院、診療所、訪問看護ステーション又は同一法人等が運営する指定通所介護事業所等に勤務する看護職員と密接かつ適切な連携がとれる体制を構築するものとする。

（管理者）

第11条 指定通所型A型サービス事業者は、指定通所型A型サービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、通所型A型サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定通所型A型サービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

（設備に関する基準）

第12条 指定通所型A型サービス事業所は、指定通所型A型サービスの提供に必要な広さを有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに通所型A型サービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 前項の広さの基準は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とする。
- 3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定通所型A型サービス事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定通所型A型サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。
- 4 前項ただし書の場合に、指定通所型A型サービスのみの指定を受けている事業者が第1項の設備を利用し、夜間及び深夜に宿泊サービスを行うことはこれを認めない。
- 5 指定通所型A型サービス事業者が指定通所介護事業者等及び指定通所型相当サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所型A型サービス事業と指定通所介護等及び指定通所型相当サービスの事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第95条第1項から第3項、指定地域密着型サービス基準第22条第1項から第3項又は本要綱第7条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(指定通所型A型サービスの具体的取扱方針)

第13条 指定通所型A型サービスの方針は、第4条に規定する基本方針及び次条により準用する旧介護予防サービス等の基準第108条の基本取扱方針に基づき、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 指定通所型A型サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。
- (2) 指定通所型A型サービス事業所の管理者は、必要に応じて前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定通所型相当サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した通所型A型サービス計画(以下「通所型A型サービス計画」という。)を作成すること。

- (3) 通所型 A 型サービス計画は、既にケアプランが作成されている場合は、当該ケアプランの内容に沿って作成しなければならないこと。
- (4) 指定通所型 A 型サービス事業所の管理者は、通所型 A 型サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならないこと。
- (5) 指定通所型 A 型サービス事業所の管理者は、通所型 A 型サービス計画を作成した際には、当該通所型 A 型サービス計画を利用者に交付しなければならないこと。
- (6) 指定通所型 A 型サービスの提供に当たっては、通所型 A 型サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うこと。
- (7) 指定通所型 A 型サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- (8) 指定通所型 A 型サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。
- (9) 指定通所型 A 型サービス事業所の管理者は、通所型 A 型サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも 1 月に 1 回は、当該通所型 A 型サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係るケアプランを作成した介護予防支援事業者等に報告するとともに、当該通所型 A 型サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも 1 回は、当該通所型 A 型サービス計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うこと。
- (10) 指定通所型 A 型サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係るケアプランを作成した介護予防支援事業者等に報告しなければならないこと。

(11) 指定通所型A型サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて通所型相当A型サービス計画の変更を行うこと。この場合においては、第1号から第10号の各規定を準用する。

(指定通所型A型サービスの事業の基準)

第14条 指定通所型A型サービスの人員、設備および運営に関する基準は、この章に定めるものを除くほか、旧介護予防サービス等の基準及び旧基準解釈通知が介護予防通所介護について定めるところに準ずるものとする。ただし、非常災害対策については第7条を準用する(第4項を除く)。

(基本方針)

第15条 指定短期集中予防サービス事業者から、当該事業を行う事業所(以下「指定短期集中予防サービス事業所」という。)により提供される当該指定に係る短期集中予防サービス(以下「指定短期集中予防サービス」という。)の事業は、保健・医療等の専門職が、利用者に対して、その心身の状況や置かれている環境等に応じて、運動器の機能向上プログラムを中心に口腔機能向上プログラムや栄養改善プログラム(以下、「運動器の機能向上プログラム等」という。)を、事業所への通いと利用者の居宅等への訪問を組み合わせ、集中的に提供することによって、利用者が短期間で要支援状態等から回復し、地域において自立した日常生活を営むことができるよう、支援を行うことに努めなければならない。

2 指定短期集中予防サービス事業者は、利用者に対し、セルフケア(自分で自己の健康管理を行うことをいう。以下同じ。)に向けた動機付け及び学習を行うことによって、利用者が当該サービスの終了後も、地域において継続的に生活機能を維持又は向上できるよう、支援に努めなければならない。

(従業者の員数等)

第16条 指定短期集中予防サービス事業者が指定短期集中予防サービス事業所ごとに置くべき従業者（以下「短期集中予防サービス従業者」という。）の員数は、指定短期集中予防サービスの単位ごとに、専ら運動器の機能向上プログラム等に沿ってサービス提供に当たる保健・医療等の専門職を指導者として1以上配置する。ただし、指導者は利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定短期集中予防サービス事業所の他の職務に従事し、又は当該指定短期集中予防サービス事業所に併設する指定居宅サービス事業所等の職務に従事することができる。また、指導者の資格等についてはプログラムごとに別表に定める。

2 利用者の数が6人を超える場合にあっては、指導者を補助する短期集中予防サービス従業者（以下「補助者」という。）を配置しなければならない。

3 前項の規定において、指定短期集中予防サービスの単位ごとに、当該指定短期集中予防サービスを提供している時間帯に補助者が当該指定短期集中予防サービスに従事している時間数の合計数を当該指定短期集中予防サービスを提供している時間数で除して得た数が、利用者の数が6人を超える部分の数を6で除して得た数以上確保されるために必要と認められる数の補助者を配置する。

4 前各項の指定短期集中予防サービスの単位は、指定短期集中予防サービスであって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

5 補助者は、必ずしも介護福祉士等の資格を有する必要はないが、指導者の指示のもと適切なサービスの提供にあたることのできる知識や経験を有する者であることを原則とする。

(管理者)

第17条 指定短期集中予防サービス事業者は、指定短期集中予防サービス事業所ごとに、管理者を置かなければならない。ただし、指定短期集中予防サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該管理者は、当該短期集中予防サービス事業所の他の職務に従事し、又は同一の敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することが

できるものとする。

(利用定員)

第18条 指定短期集中予防サービス事業所において同時に指定短期集中予防サービスを受けることができる利用者の上限数(以下「利用定員」という。)を、指定短期集中予防サービス事業者が定めるものとする。

2 指定短期集中予防サービスを他の居宅サービス等と同じ場所で実施する場合は、各サービスにおける基準をみたした上で、指定短期集中予防サービス事業者が利用定員を定めるものとする。

(設備及び備品等)

第19条 指定短期集中予防サービス事業所は、機能訓練室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに当該短期集中予防サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項の機能訓練室の面積は、3平方メートルに利用定員の数を乗じて得た面積以上としなければならない。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定短期集中予防サービス事業用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定短期集中予防サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

(サービスの継続的提供の禁止)

第20条 指定短期集中予防サービス事業所は、同一の利用者に対して、当該指定短期集中予防サービスを別に定める上限の回数提供した後、継続して提供することができない。ただし、市長が特別な理由を認める場合はこの限りではない。

(実施内容等)

第21条 指定短期集中予防サービスは、プログラムごとに別に定める実施内容等に従って、行わなければならない。

(改善状況等の報告)

第22条 市長は、指定短期集中予防サービス事業者に対して、当該指定短期集中予防サービスの提供による利用者の心身の改善状況やその他の成果等について報告を求めることができる。

(指定短期集中予防サービスの事業の基準)

第23条 指定短期集中予防サービスの人員、設備および運営に関する基準は、この章に定めるものを除くほか、旧介護予防サービス等の基準及び旧基準解釈通知が介護予防通所介護について定めるところに準ずるものとする。ただし、非常災害対策については第7条を準用する(第4項を除く)。

## 第5章 委任

(委任)

第24条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。ただし、第16条第2項及び第3項に係る改正については、平成30年8月1日から適用する。

### 附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表（[第16条関係](#)）

プログラム	指導者の資格
1 運動器の機能向上プログラム	別に定める運動器の機能向上プログラムに沿って指導を行う者（「運動器指導者」という。）は、理学療法士、作業療法士、保健師、看護師、准看護師、柔道整復師、健康運動指導士又は介護予防運動指導員の資格を有する者とする。ただし、利用者の状態のアセスメント、プログラム作成及び評価を行う者は、理学療法士又は作業療法士の資格を有する者に限る。
2 口腔機能向上プログラム	別に定める口腔機能向上プログラムに沿って指導を行う者（「口腔指導者」という。）は、歯科衛生士、言語聴覚士、保健師、看護師又は准看護師の資格を有する者とする。ただし、利用者の状態のアセスメント、プログラム作成及び評価を行う者は、歯科衛生士又は言語聴覚士の資格を有する者に限る。
3 栄養改善プログラム	別に定める栄養改善プログラムに沿って指導を行う者（「栄養指導者」という。）は管理栄養士、栄養士、保健師、看護師又は准看護師の資格を有する者とする。ただし、利用者の状態のアセスメント、プログラム作成及び評価を行う者は管理栄養士の資格を有する者に限る。